

高等学校等就学支援金制度

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**304,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の申請、収入状況の届出

- 利用のためには、**受給資格の申請手続きが必要**です。（4.申請を参照）
 - 該当するかわからない場合は、申請をお願いしております。
 - 在学中に判定時期が計4回あります。
 - ①高校1年4月分～高校1年6月分
 - ②高校1年7月分～高校2年6月分
 - ③高校2年7月分～高校3年6月分
 - ④高校3年7月分～高校3年3月分
- 毎年6月頃に世帯の所得情報（課税額）が更新されますので、時期がきましたら学校から案内をします。
- 三重県による審査終了後、結果が通知されます。
（審査の結果、判定基準を超える場合は就学支援金の支給はありません）
 - 離婚・再婚(養子縁組)などにより親権者が変更になった場合や、**税の修正申告により課税標準額が変更**になった場合は、**速やかに事務部会計課**（TEL059-232-2004）へご連絡ください。

3. 支給額

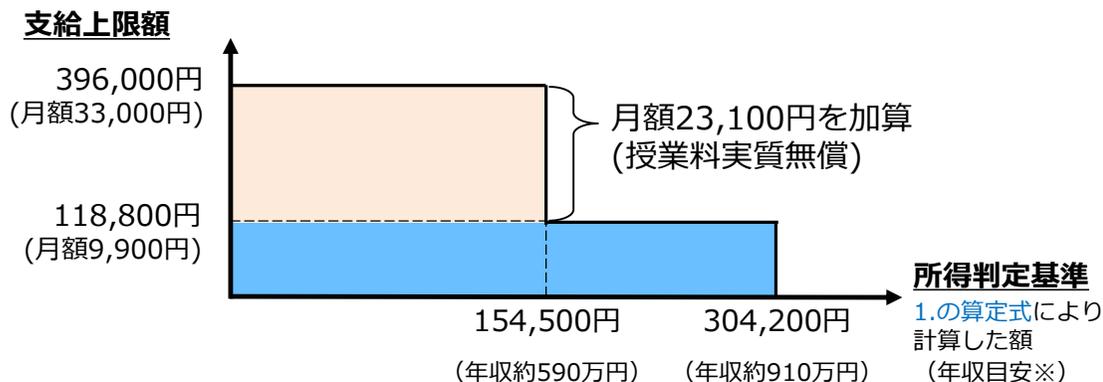
所得状況に応じて支給額が変わります。 (月)

判定基準	支給額	授業料ご負担額
154,500未満	33,000円	無償
154,500以上304,200未満	9,900円	23,100円
304,200以上	支給なし	33,000円

※所得の判定基準は、**1.の算定式**により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。

高田高等学校での支給額



4. 申請（収入状況の登録）

受給者全員
必要です！

案内文書とログインID通知書を学校から配布しますので、各自で**オンライン申請**（パソコンやスマートフォン）を行ってください。
申請の際は、都道府県で課税情報等を確認するため、下記に記載の**保護者の個人番号（マイナンバー）**を入力します。



マイナンバーカード

または



通知カード

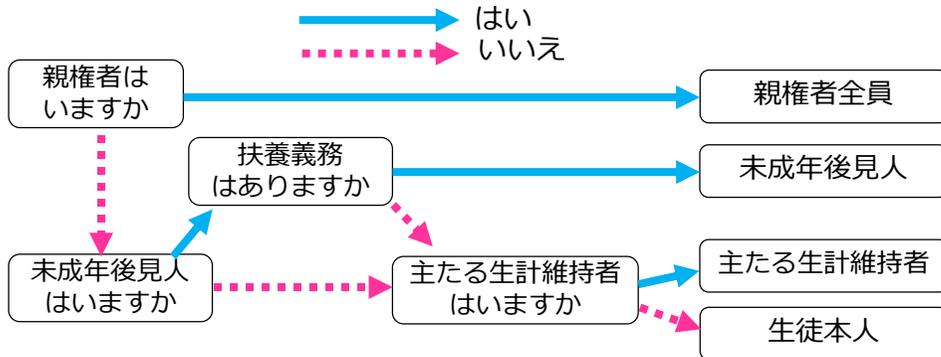
または

個人番号が
記載された
住民票

【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。
- 収入状況の登録は、原則、**親権者全員分（親権者が両親ならば2名分）**が必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内があります。

誰の収入状況の登録が必要か？



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

○収入状況の登録が困難な場合について

保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合は、上図と異なることがあります。まずは、学校等にご相談ください。

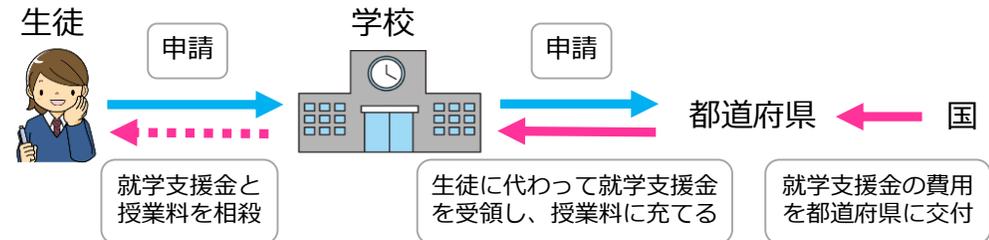
【収入状況の登録が困難と考えられる場合の例】

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
 - ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合
- 等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**月々の授業料33,000円より就学支援金支給額（1枚目の「3. 支給額」参照）を差し引いて引き落とします。

$$\text{授業料33,000円} - \text{就学支援金支給額} = \text{授業料ご負担額}$$



6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援があります。

※ 高校生等奨学給付金を受給するには、保護者が**お住まいの都道府県へ申請**する必要があります。

申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

各都道府県のお問合せ先は、以下の「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」をご覧ください。

高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



文部科学省ホームページ：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

